

消費税改正に伴うご請求書に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご高承のとおり、すでに可決されました消費税法の改定により、令和1年10月1日から消費税率が10%へ引き上げられる事が決まっております。

弊社と致しましては、これに則り、税率変更に伴う混乱を極力排するため下記のとおりのお対応を取らせていただく事となりました。

ご理解、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

■消費税切り替え対応

従来同様、検査依頼を受け付けた日時をもって計上処理と消費税計算を行います。

令和1年9月30日受付分まで ⇒ 9月度請求(従来税率(8%)を適用)

令和1年10月1日受付分より ⇒ 10月度請求(新税率(10%)を適用)

商品についても、発注日ではなく受領して頂いた日が切り替えとなりますのでご注意ください。

■15日締め・20日締めのお客様

2種類の税率が混在する事となります。9月末日(8%)と、10月通常締め日(10%)で計算し1通の請求書でお届け致します。

*ご留意下さい。

・9月ご依頼・ご報告済みの検査に、追加依頼をされた場合、改めて10%で消費税計算が行われます。

・細菌培養・感受性検査のように、一部の検査におきまして、同時にご依頼頂いた検査でも計上タイミングが変わるケースがございます。